

令 2 長 寿 社 会 第 7 4 8 号  
令和 2 年（2020 年）1 1 月 4 日

各介護保険施設等の管理者 様

山口県健康福祉部長寿社会課長

### 介護サービスの継続的な提供について

本県の介護保険行政の推進につきましては、平素から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応については、多大な御尽力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、介護サービスの継続的な提供については、これまでも、「介護サービス事業所によるサービス継続について」（令和 2 年 4 月 2 4 日付け厚生労働省事務連絡）等の国通知によりお示ししてきていただくとおり、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対し必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

また、感染防止対策の徹底については、国において、先般、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）」（介護保険最新情報 Vol. 881）（令和 2 年 1 0 月 1 5 日付け事務連絡）により、改めて留意点が示されたところであり、事業実施に当たっては、引き続き、その内容を十分御確認の上、利用者に必要なサービスを提供していただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、感染者や濃厚接触者以外の利用者へのサービス提供を一方向的に断ることは、運営基準に定めるサービス提供拒否の禁止に抵触する可能性があります。

各介護保険施設等におかれては、個々の利用者の状況により、サービスの利用を控えることを求める場合があったとしても、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に他の事業所による適切な代替サービスの検討を行い、利用者の同意を得た上で、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保していただくようお願いします。

〒753-8501 山口市滝町 1 - 1  
山口県 健康福祉部 長寿社会課  
介護保険班 TEL 083-933-2774  
施設班 TEL 083-933-2793